○都市計画法に基づく開発行為等に関する規則

平成8年2月22日 規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、都市計画法(昭和43年法律第100号。以下「法」という。)、 都市計画法施行令(昭和44年政令第158号。以下「政令」という。)及び都市計画 法施行規則(昭和44年建設省令第49号。以下「省令」という。)の施行に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(開発行為の許可申請)

- 第2条 法第29条第1項又は第2項の規定により開発許可を受けようとする者は、 省令第16条第1項の開発行為許可申請書に法第30条第2項に定めるもののほか、 市長が別に定める図書を添付して申請しなければならない。
- 2 前項の申請書の提出部数は、正本にあっては1部とし、副本にあっては別に定める部数とする。

(開発行為の変更の許可)

第4条 法第35条の2第2項の申請書は第1号様式によるものとし、市長が別に定める図書を添付しなければならない。

(開発行為変更届)

第4条の2 法第35条の2第3項の規定による届出は、第2号様式による開発行為 変更届出により行われなければならない。

(既存権利者の届出)

第5条 法第34条第13号の規定による届出は、都市計画法第34条第13号の規定による届出書(様式第3号)に、市長が別に定める図書を添付して届出なければならない。

(工事着手届)

第6条 法第29条第1項又は第2項の規定による許可を受けた者(法第44条及び第45条の規定により、当該許可に基づく地位を承継した者を含む。以下「開発許可を受けた者」という。)は、工事に着手しようとするときは、工事着手届(第4号様式)に工程表(第5号様式)及び第9条により掲示した標識の写真を添えて、市長に届け出なければならない。

(工程報告)

第7条 開発許可を受けた者は、工事が別に定める工程に達する日の3日前までに

指定工程報告書(第6号様式)により、市長に報告しなければならない。

(中間検査)

第8条 開発許可を受けた者は、市長が必要と認めた場合には、工事の中間検査を 受けなければならない。

(開発許可に関する標識の掲示)

第9条 開発許可を受けた者は、第7号様式による標識を工事の着手を届け出た日から法第36条第3項の規定による公告の日まで、工事現場の見やすい場所に掲示しなければならない。

(工事完了の届出)

第10条 法第36条第1項の規定による届出は、省令第29条の工事完了届出書に市長が別に定める図書を添付して届け出なければならない。

(手直し工事等完了の報告)

- 第 11 条 法第 36 条第 2 項の検査の結果、開発行為に関する工事について手直しその他の事項の指示があった場合には、開発許可を受けた者は当該手直し等を行い、 手直工事(指示事項)完了報告書(第 8 号様式)に市長が別に定める図書を添付 して報告しなければならない。
- 2 前項の規定は、開発行為に関する工事のうち公共施設に関する工事についても 準用する。

(工事完了の公告)

第12条 省令第31条の公告は、藤枝市が設置する掲示場に掲載して行うものとする。

(開発区域内における建築等の制限解除承認)

第 13 条 法第 37 条第 1 号の規定による制限の解除を受けようとする者は、開発区域内における建築等制限解除申請書(第 9 号様式)に市長が別に定める図書を添付して申請しなければならない。

(工事の廃止に伴う措置)

- 第 13 条の 2 法第 38 条の規定により工事の廃止をしようとする開発許可を受けた 者(次項において「廃止予定者」という。)は、廃止に伴い必要となる安全上の措 置(同項において単に「安全上の措置」という。)を講じなければならない。
- 2 前項の場合において、廃止予定者は、あらかじめ、第 10 号様式により、安全上 の措置に関する計画書を作成し、市長の承認を受けなければならない。

(工事廃止の届出)

第 14 条の 2 開発行為に関する工事を廃止したときは、省令第 32 条の規定による 開発行為に関する工事の廃止の届出書に市長が別に定める図書を添付して届け出 なければならない。

(制限区域内における建築の許可)

第 15 条 法第 41 条第 2 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、制限 区域内における建築の許可申請書(第 11 号様式)に市長が別に定める図書を添付 して申請しなければならない。

(予定建築物等以外の建築等の許可)

第 16 条 法第 42 条第 1 項ただし書の規定による許可を受けようとする者は、予定 建築物等以外の建築等の許可申請書(第 12 号様式)に市長が別に定める図書を添 付して申請しなければならない。

(開発許可を受けた土地以外の土地における建築物等の許可)

第 17 条 法第 43 条第 1 項の許可を受けようとする者は、省令第 34 条第 1 項の建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設許可申請書に同条第 2 項に規定する書類及び市長が別に定める図書を添付して申請しなければならない。

第 18 条 削除

(地位の承継の届出)

第 19 条 法第 44 条の規定により地位の承継をした者は、遅滞なく地位の承継届(第 13 号様式)に市長が別に定める図書を添付して届け出なければならない。

(地位の承継の承認)

- 第20条 法第45条の規定により承認を受けようとする者は、地位の承継の承認申請書(第14号様式)に市長が別に定める図書を添付して申請しなければならない。 (開発登録簿)
- 第 21 条 省令第 36 条第 1 項の規定による開発登録簿(以下「登録簿」という。)の 調製は、第 15 号様式によるものとする。

(登録簿の閲覧場所)

第22条 省令第38条の規定により、閲覧所を藤枝市役所に置く。

(閲覧手続)

- 第 23 条 登録簿を閲覧しようとする者は、閲覧所に備え付けてある閲覧簿(第 16 号様式)に、次に掲げる事項を記入し、係員に申し出なければならない。
 - (1) 閲覧年月日

- (2) 閲覧しようとする開発行為地
- (3) 閲覧の目的
- (4) 閲覧者の住所及び氏名

(閲覧時間等)

- 第 24 条 登録簿の閲覧時間は、午後 0 時から午後 1 時までを除く午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。
- 2 閲覧所の休日は、藤枝市の休日を定める条例(平成2年藤枝市条例第1号)第1 条第1項各号に掲げる日とする。
- 3 市長は、登録簿の整理その他特別の理由により必要があると認めるときは、前 2項の規定にかかわらず、閲覧時間を変更し、又は休日を設けることができる。 この場合において、あらかじめその旨を閲覧所に掲示するものとする。

(持出しの禁止)

第25条 登録簿は、閲覧所の外へ持ち出してはならない。

(閲覧の拒否等)

- 第 26 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、登録簿の閲覧を拒 否し、又は中止させることができる。
 - (1) 登録簿を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められる者
 - (2) 他の閲覧者に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められる者
 - (3) 前3条の規定に違反した者又は係員の指示に従わない者

(登録簿の写しの交付申請)

第27条 法第47条第5項の規定による登録簿の写しの交付を申請しようとする者は、開発登録簿謄本交付申請書(第17号様式)により市長に申請しなければならない。

(登録簿の返納)

第28条 閲覧者は、閲覧を終了したとき、又は閲覧時間を経過したときは、直ちに 登録簿を返納しなければならない。

(適合証明)

第 29 条 省令第 60 条の規定による証明書の交付(法第 53 条に関係するものを除く。)を受けようとする者は、都市計画法の規定に適合する建築物等であることの証明申請書(第 18 号様式)に市長が別に定める図書を添付して申請しなければならない。

(身分証明書)

第30条 法第82条第2項の証明書は、第19号様式によるものとする。

(申請書等の提出部数)

第31条 法、省令及びこの規則により市長に提出する申請書等の提出部数は、市長が別に定める部数とする。

附則

- 1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、現に、静岡県が定めた都市計画法施行細則(昭和 45 年静岡県規則第 48 号)の規定及び様式に基づいて静岡県に提出されている申請書又は届出書は、この規則の相当する規定及び様式に基づいて藤枝市に提出された申請書又は届出書とみなす。

(岡部町の編入に伴う経過措置)

3 岡部町の編入の日(以下「編入日」という。)の前日までに、都市計画法施行細則(昭和45年静岡県規則第48号)の規定によりされた手続その他の行為で、編入日以後において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、同日以後においては、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則(平成9年3月28日規則第18号)

この規則は、平成9年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 28 日規則第 18 号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成 12 年 12 月 21 日規則第 34 号)

この規則は、平成13年1月6日から施行する。

附 則(平成 19年3月26日規則第20号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成 19 年 12 月 21 日規則第 37 号)

この規則は、平成19年11月30日から施行する。

附 則(平成 20 年 12 月 25 日規則第 80 号)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則(平成 22 年 3 月 23 日規則第 15 号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則により作成されている用紙は、当分の間、

調整して使用することができる。

附 則(平成24年3月26日規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月30日規則第13号)

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、改正前の規則により作成されている用紙は、当分の間、 調整して使用することができる。

第1号様式(第4条関係)

開発行為変更許可申請書

年 月 日

藤枝市長様

申請者 住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり開発行為の変更の許可を受けたいので、都市計画法第35条の2第2項の規定により申請します。

区区	. 7 0	分	変	更		前	変	更	
	開発区域に含まれる の 名	地域称							
発行	開発区域の正	面 積		平	方メー	トル		平方	メートル
為の	予定建築物等の	用途							
変更	工事施行者住所	氏名							
開発行為の変更の概要	法第34条の該当号 該 当 す る 理								
	その他必要なる	事項							
変	更 の 理	由							
開系	と許可の許可者	番号		年	月	日	第	号	
* 3	受 付 番 号			年	月	日	第	号	
* 3	変更の許可に付した条件	Ė.							
* 3	変更の許可の許可番号	7		年	月	日	第	号	

- (注) 1 *印のある欄は、記載しないこと。
 - 2 「法第34条の該当号及び該当する理由」の欄は、申請に係る開発行為の変更が市街化 調整区域内において行われる場合に記載すること。
 - 3 「その他必要な事項」の欄は、開発行為の変更を行うことについて、農地法その他の 法令による許可、認可等を要する場合には、その手続の状況を記載すること。
 - 4 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更を伴う場合には、「開発行為変更届」を添付すること。

開発行為変更届

年 月 日

藤枝市長様

届出者 住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

次のとおり開発行為の変更をしたので、都市計画法第35条の2第3項の規定により届け出ます。

変	更	Ĺ	に	係	る	:	事	項					
変		更		の		理		由					
開	発	許	可	の	許	可	番	号	年	月	日	第	号

(注)変更に係る事項は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

都市計画法第34条第13号の規定による届出書

年 月 日

藤枝市長様

届出者 住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

> 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名) 電話番号

都市計画法第34条第13号の規定により、次のとおり土地(土地の利用に関する所有権以外)の権利について届け出ます。

1	職 業 (法人の場合は業務内容)	
	2 所在及び地番	
土地	3 地 目	農地転用の許可 年 月 日 第 号 年月日及び番号
	4 面 積	m²
5	予定建築物等の用途	
6	権利の種類及び内容	所有権 所有権以外の権利 ()
7	土 地 の 現 況	
※処理欄		

(注)※印の欄には、記入しないこと。

5欄の予定建築物等の用途の変更は認められませんので注意してください。

工 事 着 手 届

年 月 日

藤枝市長様

届出者 住 所 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地 氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)

電話番号

開発行為の工事に着手しますので、都市計画法に基づく開発行為等に関する規則第6条の規定により届け出ます。

許 可	年	月	目	番	号		年	月	日	第	号	
開発 域		に含			~1							
工事	着完了		手	年月	H H		年	月	日	着	手	
	完了	7 予 ;	定 	1 /-	, г		年	月	日	完	了予定	
工	氏				名							
事	Δ.				1.							
施	住				所							
行者												
1	連	絡	•	場	所	電話番号						
現	氏				名							
場												
管	住				所							
理												
者	連	絡	-	場	所	電話番号						

第5号様式(第6条関係)

37 O /	了依工	(//	0 未	E	下/			工				程	Ē			Ę	表									
						月			月			月			月			月			月		月			月
工種	細別	数量	単位	5	11 5 20		5		5	5	11 5 20	5	5	11 5 20	5	5		5	1 5 10	5	5	5		5	11 5 20	21 \(\)
通計歩合	%																									

様

藤枝市長

指定工程報告書

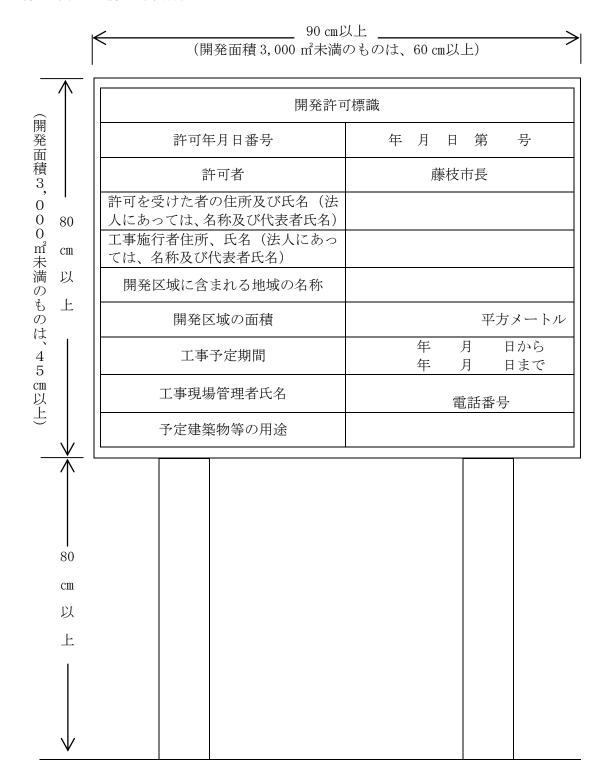
年 月 日 報告者 住 所 (法人にあっては、その 主たる事務所の所在地) 氏 名 (法人にあっては、その 名称及び代表者の氏名)

電話番号

開発行為の工事に関して、指定された工程に達しますので都市計画法に基づく開発行為等に関する規則第7条の規定により、次のとおり報告します。

1	開発許可日及び番号	年	月	日	第	号
2	指定された工程					
3	指定された工程に達する日		年	月	日	
*	検査の要・否					

(注) *の欄には記載しないこと。



	手直	工事(指示	事項)	完了報	告書		
					年	月	日
藤枝市長	様						
		報告	者住	所 (法人主な	、にあって! こる事務所(は、そのの所在地	
					、にあって! 你及び代表		
開発行為に関	手直工事 する 指示事項	(許可年月日及	なび番号	, 年	月 巨	日第 号	
)が下記のとお	り完了しました。	ので、都市計画	ゴ法に基	ぶく開発	行為等に関	引する規則第	11 条
の規定に基づき	報告します。						
		- - -	記				
1 開発行為	の場所						
2 完了検査	年月日			年	月	日	
3 手直工事	:						
4 指示事項	Ī						
5 手直工事	(指示事項)完	了年月日		年	月	日	

開発区域内における建築等制限解除申請書

年 月 日

藤枝市長様

 申請者 住 所
 (法人にあっては、その)

 主たる事務所の所在地

 氏 名
 (法人にあっては、その)

 名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第37条第1号の規定により、開発区域内の土地における建築等の制限解除を申請します。

開発行為許可年月日番号	年 月 日 第 号
開発区域に含まれる地域の名称	
建築等の制限解除を申請する 土 地 の 区 域	
予定建築物等の用途、構造	
申 請 の 理 由	

添付書類

- 1 申請地位置図……S=1/1,000 以上の開発許可を受けた土地利用計画図に敷地の位置を赤線で囲み表示すること。
- 2 予定建築物位置図、平面図、立面図……S=1/100程度、別途建築確認申請と同一のもの
- 3 現況写真……手札判程度の大きさのもの

安全上の措置に関する計画書

年 月 日

藤枝市長様

住 所 (法人にあっては、その) 廃止予定者 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法に基づく開発行為等に関する規則第14条の規定により、次のとおり安全上の措置に 関する計画書を作成したので、提出します。

開発行為許可年月日番号	年	月	日	第	号
開発区域に含まれる地域の名称					
開発行為に関する工事の施行状況					
安全上の措置に関する計画の内容					

添付書類

- 1 開発行為に関する工事の施行状況を示す図面
- 2 安全上の措置に関する計画の内容を示す図面

第11号様式(第15条関係)

制限区域内における建築の許可申請書

年 月 日

藤枝市長様

申請者 住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第41条第2項ただし書の規定により、建築の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年	月	日	第	号
開発区域に含まれる地域の名称					
許可を受けた者の氏名又は名称					
制限を受けた内容					
建 築 物 の 構 造 等 (用途、規模、棟数)					
申 請 の 理 由					

予定建築物等!	以外の	建築等 σ)許可	申請書
	シハノーマン	在来 可 ~ .	, H I , J	

年 月 日

藤枝市長様

申請者 住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第42条第1項ただし書の規定により、予定建築物等以外の建築等の許可を申請します。

開発行為許可年月日番号	年	月	日	第	号
開発区域に含まれる地域の名称					
許可を受けた者の氏名又は名称					
予定建築物等の用途					
予定建築物等以外の建築物等の 用途又は用途変更しようとする 建 築 物 等 の 用 途					
申 請 の 理 由					

地位の承継届

年 月 日

藤枝市長様

届出者 住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

> 氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第44条の規定により、許可に基づく地位を承継しましたので、届け出ます。

開発	行為等[許可	年月日	番号	年	月	日	第	号
許可	に保る	る地	域の	名 称					
被承	、継 人	\mathcal{O}	住氏	所名					
承	継	Ø	理	由					
承	継	年	月	日		年	月	日	

添付書類 承継の事実を証する書類

地位の承継の承認申請書

年 月 日

藤枝市長様

申請者 住 所 (法人にあっては、その) 主たる事務所の所在地

氏 名 (法人にあっては、その) 名称及び代表者の氏名

電話番号

都市計画法第45条の規定により、許可に基づく地位の承継の承認を申請します。

<u> </u>	 			, ,
開発行為許可年月日番号	年	月	日第	号
開発区域に含まれる地域の名称				
住 被 承継 人 の 氏 名				
承 継 の 理 由				
権原を取得した年月日		年	月	日

添付書類 権原の取得を証する書類

開発登録簿

番号

	許可番号	<i>j</i>	第		号	承継	承認	番号		第			号		
	許可年月日	4	年	月	日	承継承	₹認年	月日		年	月		日		
	許可を受けた 者又は協議を した者の住所 及び氏名							主所							
当初	工事施行者の 住所及び氏名					 区域	、地	域等	域・	野化区域 都市計 金地域	画区均				
許可	開発区域に含 まれる地域地 番					開	発面	積						m²	
	予定建築物等					街区									
	の用途 法第 41 条の規 定による制限 の内容					工	i数 区	位	置	工区面	積㎡	変更	工区面	積㎡	
	工事予定期間	着手 完了													
変	許可番号			第		号				第				号	
更	許可年月日			年	月	日				年		月		日	
許可	変更の内容														
建	許可日			第		号				第				号	
築制	許可年月日			年	月	日				年		月		日	
限解除	建物概要														
エ	検査済証番号		第		号	第			号		第			号	
事	検査済証年月日		年	月	日	年		月	日		年		月	日	
事完了検査	完了公告年月日		年	月	日	年		月	日		年		月	日	
検査	完了検査日		年	月	日	年		月	日		年		月	日	
	摘要														
備考															

第 16 号様式(第 23 条関係)

. .

開発登録簿謄本交付申請書

					年	月	日
藤枝市長	様	申請者	住	所 (法人にあっては 主たる事務所の	t、その 所在は	かし	
			氏	名 (法人にあっては 名称及び代表者	は、その氏/	か 名	
			電話	舌番号			

都市計画法第47条第5項の規定により、開発登録簿謄本の交付を申請します。

開系	Ě 行為	許可	を受	けた	者のほ	氏名	
開	発	区	域	の	名	称	
謄	本	の	必	要	枚	数	枚
使	月]	の	Ē	1	的	

	都巾	計画	公 の	規正(近週台	97	3 建多	是物 章	持つ	める) <u> </u>	ク証の	申請書	i	
													年	月	ŀ
藤枝市長			様												
							#	± - 1 -√	۸.	 r-	CM	- J).].	7	
							甲請	育	任	肵			っては、 S所の所		
									氏	名	ı		ては、		
									電話	舌番		父い代	表者の	氏名)	
/ / / → → -== : \/-	L+L-/-	1 ㅁ ㅁ . /	*/*	7 m lt	コ ノー) テ	L h	VL 0	5 1b	> 10 7=	± 65	L. 64 18	ly 17 - - 	三米の	±12 /±3) =	- \ str /
都市計画活 いる旨の記					足に。	より、	、火0	ノとネ	うり気	王梁	物等か	都巾計	†画法の	規定に	- 週旬
							Г								
										画番					
									区	画面	積 ———				m²
建築しよ	こうと	する場	易所												
					市街										
区 域	Ž.	区 分			市街都市			•	カダ:	域					
ш \Д		Lila	44		Щетт	-1									
用 		地 ——	域							Z ⋈ ⇒	1工往			2)	
開発行	為	の有	無		有		無				2面積 川面積			m²) m²)	
建築物															
(構造、建				2./.	N/Z	Æ	TH.								
都市計画要さない				該	当	余	- 坦	号							
該当条項	号及て	が内容	3	内				容							
都市計画				該	当		 条	項							
受けていの該当条					T = F		T ~ N :	æ 🗆							
日及び番					「の年」										
を受けた 名称	者の	比 名。	又は		「を受り は名称	ナた	者のは	七名							
				1					1						

(注) 農林漁業者の場合は、その旨の証明書を添付すること。

(表)

第 号

身分証明書

職氏名

年 月 日生

上記の者は、都市計画法 (昭和 43 年法律第 100 号) 第 82 条第 1 項の規定により立 入検査をする権限を有する者であることを証明する。

年 月 日

藤枝市長

印

縦 5.5センチメートル

横 9. 1センチメートル

(裏)

都市計画法抜すい

(立入検査)

- 第82条 国土交通大臣、都道府県知事若しくは市長又はその命じた者若しくは委任した者は、前条の規定による権限を行うため必要がある場合においては、当該土地に立ち入り、当該土地若しくは当該土地にある物件又は当該土地において行われている工事の状況を検査することができる。
- 2 前項の規定により他人の土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。
- 3 前項に規定する証明書は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 4 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。